

建設廃棄物処理委託契約書

〔 収集運搬及び処分用 〕

収 入 紙 印

排出事業者（甲）

住 所

氏 名

Ⓔ

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

収集運搬業者・処分業者（乙）

住 所 札幌市中央区北 1 条東 1 5 丁目 1 4 0 番地

氏 名 協業組合 公清企業

代表理事 原 田 利 明

Ⓔ

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

（積込み場所）

（荷下ろし場所）

収集運搬業許可番号

（許可都道府県政令市名）

許可車両 台

乙の事業範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん。

処分業許可番号 05140004748

（許可都道府県政令市名） 札幌市

乙の事業範囲 別表 1、処分施設の内容に記載

契約当事者は、甲の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬及び処分に関して、次のとおり契約を締結する。甲、乙は、本書を 1 通作成し、それぞれ記名押印の上、甲は本書を保有し、乙は写しを保有する。

（目的）

第 1 条 甲は、別表 1 に基づき、廃棄物の収集運搬及び処分を乙に委託する。

2 乙は、本書の定め及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）に従い、廃棄物を別表 1 に示す乙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。

3 乙は、本書の定め及び法令等に従い、廃棄物を別表 1 に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。

（乙の事業範囲及び許可証の添付）

第 2 条 乙の事業範囲は上記及び別表 1 のとおりであり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可を更新した場合、又は許可事項に変更があつたときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、更新後又は変更後の許可証の写しを本書に添付する。

（廃棄物の排出事業場、種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供）

第 3 条 甲が、乙に収集運搬及び処分を委託する廃棄物の排出事業場、種類、予定数量及び合計予定金額は、別表 1 のとおりとする。

2 甲の委託する廃棄物の適正処理に必要な情報とは ①性状及び荷姿 ②通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 ③他の廃棄物の混合等により生ずる支障に関する事項 ④日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークの表示に関する事項 ⑤石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その事項 ⑥特定産業廃棄物が含まれる場合には、その事項 ⑦その他、取り扱いに関する注意事項 であり、甲は乙に別表 1 にて提供するものとする。

3 甲は、本条第 2 項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表 3 に記載の方法により乙に変更後の情報を提供しなければならない。

（収集運搬・処分料金及び支払い）

第 4 条 甲の委託する廃棄物の収集運搬業務及び処分業務に関する契約金額（以下「契約単価」という。）は、別表 1 のとおりとする。

2 乙は、委託業務の終了した部分について、収集運搬料金又は処分料金を契約単価に基づき、甲に請求することができる。

3 甲は、産業廃棄物管理票（以下「manifest」という。）の写しを受領等により、乙が廃棄物を確実に運搬し、乙が廃棄物を確実に処分したことを確認したときに、乙に料金を支払う。

（保管）

第 5 条 乙は、甲から委託された廃棄物の保管を行う場合は、法令等に定める保管基準を遵守し、かつ、別表 1 に定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

（manifest）

第 6 条 甲は、廃棄物の搬出の都度、manifest に必要事項を記載し、A（排出事業者保管）票を除いて乙に交付する。

2 乙は、廃棄物を乙の事業場に搬入の都度、B 1（収集運搬業者保管）票、B 2（運搬終了）票に必要事項を記載し、B 2（運搬終了）票を運搬終了日から 10 日以内に甲に送付するとともに B 1（収集運搬業者保管）票を保管する。また処分が完了したときは、乙は C 1（処分業者保管）票及び D（処分終了）票に必要事項を記載した後、D（処分終了）票を処分終了日から 10 日以内に甲に送付するとともに、C 1（処分業者保管）票を 5 年間保存する。

3 乙は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載された manifest の写しの送付を受けたときは、甲から交付された manifest の E（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、その manifest に係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認した後、10 日以内に E（最終処分終了）票を甲に送付する。

4 甲は、乙から送付された B 2（運搬終了）票、乙から送付された D（処分終了）票及び E（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票とともに 5 年間保存する。

（最終処分に係る情報）

第 7 条 当該廃棄物に係る最終処分（再生を含む）の場所の所在地（住所、地名、施設の名称など）、その方法及び施設の処理能力は、別表 2 のとおりとする。

2 甲は、乙と最終処分（再生）業者等との間で交わしている処理委託契約書、manifest（又は受領書等）及び許可証の写し等により、本条第 1 項に係る事項の確認を行うこととする。

3 別表 2 に記載する最終処分（再生を含む）の場所等に変更が生じた際は、乙は遅滞なく甲に通知し、必要な情報を本書に添付しなければならない。

（契約期間及び保存）

第 8 条 この契約の有効期間は、別表 1 に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後 5 年間保存する。

（法令等の遵守）

第 9 条 乙は、法令等、関係法令及び行政指導等を遵守して、廃棄物の収集運搬及び処分を行わなければならない。甲もまた、排出事業者として法令等を遵守しなければならない。

（甲の義務と責任）

第 1 0 条 甲は、乙から要求があつた場合は、第 3 条各項によるもののみならず、収集運搬・処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を速やかに乙に通知しなければならない。

2 甲は、委託する廃棄物の収集運搬及び処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、乙は、委託物の引き取りを拒むことができる。乙の業務に支障を生じた場合、甲は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

（乙の義務と責任）

第 1 1 条 乙は、甲から委託された廃棄物を、その積込み作業の開始から乙の事業場における処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は甲から委託された業務が終了した後、その都度、直ちに書面をもって、甲に報告しなければならない。ただし、当該書面は、manifest の D（処分終了）票をもって代えることができる。

3 乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるようにしなければならない。

（業務の調査等）

第 1 2 条 甲は、この契約に係る乙の廃棄物の運搬処理が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して、運搬状況、処理の状況に係る報告を求めることができる。

2 甲は、乙に対し、処分施設における廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、乙はその状況について適切な説明をしなければならない。

（再委託の禁止）

第 1 3 条 乙は、甲から委託された廃棄物の収集運搬・処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に収集運搬業務にあつては車両が故障した場合等、処分業務にあつては施設の故障等真にやむを得ない理由により、業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、乙は、法令等で定める再委託基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 12）に従い、あらかじめ甲からの書面による承諾を得て、業務を再委託することができる。

（内容の変更）

第 1 4 条 甲及び乙は、契約期間及び最終処分の場所の変更等については、甲乙協議の上で、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

（機密保持）

第 1 5 条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

（契約の解除）

第 1 6 条 甲及び乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反するとき、又は甲乙の合意があつたときは、この契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、この契約の当事者が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。

3 第 1 項及び第 2 項の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

4 乙は、甲が第 3 条各項又は第 1 0 条第 1 項の規定により提供した情報により、廃棄物の収集運搬又は処分を適正に行なうことができないと判断した場合は、甲に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、甲は乙に当該廃棄物を引き渡ししてはならない。

（協議）

第 1 7 条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上で、これを決定する。

収集運搬及び処分契約で収集運搬会社が複数の場合の一覧

会社名	排出場所の許可番号	処分場所の許可番号

印紙税法に基づき、収集運搬には 1 号文書、処分は 2 号文書、収集運搬・処分とも 1 社が行う場合は、予定合計金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。（2 0 1 8 年 4 月現在）

1 号文書（収集運搬用）		2 号文書（処分用）					
1 万円未満	非課税	1 千万円以下	1 万円	1 万円未満	非課税	1 千万円以下	1 万円
10 万円以下	200 円	5 千万円以下	2 万円	100 万円以下	200 円	5 千万円以下	2 万円
50 万円以下	400 円	1 億円以下	6 万円	200 万円以下	400 円	1 億円以下	6 万円
100 万円以下	1 千円	5 億円以下	10 万円	300 万円以下	1 千円	5 億円以下	10 万円
500 万円以下	2 千円			500 万円以下	2 千円		
	契約金額の記載のないもの 200 円				契約金額の記載のないもの 200 円		

2018.12.20 調整版：公清企業

別表1 (委託内容 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条関係)

工事名						
排出場所						
契約期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで					
積替え又は保管の有無	有 ・ 無 ※有 の場合は下の欄を記入					
施設の名称・所在地	施設における安定型廃棄物と他の廃棄物との混合					
許可(搬入)品目	保管上限量		m ³			
廃棄物の種類、数量、適正処理に必要な情報、単価、処分方法						
廃棄物の種類	契約単価		予定数量 単位	適正処理に必要な情報 (性状及び荷姿など)	処分 方法	最終 処分
	収集運搬	処分				
廃プラスチック類	円/kg	円/kg	kg		選別 焼却	7,18, 19
廃プラスチック類 塩ビ系	円/kg	円/kg	kg		焼却	7
混合廃棄物	円/kg	円/kg	kg		選別 焼却	7, 13,16 18,19
廃油	円/l	円/l	l		焼却 油水分離	7,4
水銀使用製品産業廃棄物 (蛍光管)	円/kg	円/kg	kg		破碎	8
建設汚泥 (舗装切断泥水)	円/t	円/t	t		脱水	13,14
コンクリートがら	円/kg	円/kg	kg		選別	11,16
契約期間中の 合計予定金額 (消費税別)	円	円				

注意事項
 ①廃油は容器の容量にて精算 ②コンクリートがらは100kg未満は一律1,800円 ③蛍光管は割れた物は原則収集不可
 ④舗装切断泥水は運搬費5t未満は25,000円/回。処分費0.2t以下は3,000円/回。安全確保のため持込みは原則1回200kg以下とし、それを超える場合には汚泥吸引車による搬入をお願いします。

処分施設の内容

処分施設の内容	処理能力		乙の事業範囲		施設の名称・所在地
処分方法	処理能力	乙の事業範囲	施設の名称・所在地		
脱水(無機汚泥)	143	m ³ /日	汚泥		
脱水(有機汚泥・廃酸)	9	m ³ /日	汚泥、廃酸(牛乳に限る。)		
乾燥	80	m ³ /日	汚泥、廃酸(牛乳に限る。)		
コンクリート固化	272	m ³ /日	汚泥		
焼却	31.5	t/日	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、動物のふん尿、動物の死体		
油水分離	40 8	m ³ /日	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ		
中和	300	m ³ /日	廃酸、廃アルカリ		
破碎(廃蛍光灯)	1.904	t/日	廃蛍光管に限る。		
選別	5	t/日	廃乾電池、廃棄物全般ただし医療廃棄物を除く。廃タイヤ、廃OA機器及び廃家電(家電リサイクル法対象4品目は除く。)等に限る。		
破碎(廃石膏ボード)	45	t/日	廃石膏ボードに限る。		
焼成(廃石膏ボード)	36	t/日	廃石膏ボードで破碎したものに限り。		

埋立	108,861	m ³	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の廃棄、改築等除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、鉛さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん	協業組合公清企業 手稲前田最終処分場 札幌市手稲区 手稲前田453番地2 電話011-792-3770
----	---------	----------------	--	---

別表2 (最終処分の内容 第7条関係)

乙からの最終処分先(再生◎を含む)							
No.	廃棄物の種類	許可番号	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	備考
1		05140004748	協業組合公清企業手稲前田最終処分場	札幌市手稲区手稲前田453番2	管理型埋立	108,861 m ³	
2		00130004748	協業組合公清企業八幡最終処分場	江別市八幡58-1他	安定型埋立	21,135 m ³	
3		05140004748	協業組合公清企業中沼産業廃棄物処理センター	札幌市東区中沼町45番地23	選別	5 t/日	金属くず◎
4		05140004748	協業組合公清企業中沼産業廃棄物処理センター	札幌市東区中沼町45番地23	油水分離	48 m ³ /日	汚泥、廃油◎
5		05140004748	協業組合公清企業中沼産業廃棄物処理センター	札幌市東区中沼町45番地23	コンクリート固化	272 m ³ /日	無機汚泥◎
6		—	札幌市山本処理場	札幌市厚別区厚別町山本1065	管理型埋立	1,100 万m ³	燃殻
7		—	札幌市山口処理場	札幌市手稲区手稲山口364ほか	管理型埋立	3,386,000 m ³	燃殻
8					焙焼		乾電池 蛍光管◎
9					焼却		◎
10					埋立		ガラス 陶磁器 くず
11					破碎		がれき 類◎
12					破碎・圧縮		金属くず◎
13					管理型埋立		汚泥、 管理型 混合
14					管理型埋立		汚泥
15					改質		無機汚泥◎
16					安定型埋立		安定型 混合
17					飼料及び肥料の製造		有機汚泥◎
18					破碎・圧縮		廃プラ RPF◎
19					選別		廃プラ RPF◎
20					破碎		廃タイヤ◎

別表3 (廃棄物情報の伝達 第3条関係)

廃棄物情報等に変更があった場合の伝達方法			
甲	担当者所属・氏名		
	電話		
	文書の伝達方法及び伝達先	<input type="checkbox"/> FAX	
		<input type="checkbox"/> 郵送	
乙	担当者所属・氏名		
	電話	011-221-8881	
	文書の伝達方法及び伝達先	<input type="checkbox"/> FAX	011-221-6501
		<input type="checkbox"/> 郵送	〒060-0031 札幌市中央区北1条東15丁目140番地